

国立大学法人東京外国語大学ベトナム 関連教育支援基金取扱要項

〔 令和4年2月22日 〕
規 則 第8号

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学ベトナム関連教育支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この基金は、東京外国語大学（以下「本学」という。）におけるベトナム語の教育研究及び社会貢献の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ベトナム語やベトナム地域研究を学習・研究している本学学生への教育助成
- (2) ベトナムからの本学留学生への教育助成
- (3) ベトナムにルーツをもつ本学学生への教育助成
- (4) 本学多言語多文化共生センターのベトナム関連事業への支援

（運営）

第4条 基金の運営については、本学基金委員会の下にベトナム関連教育支援基金運営部会（以下「部会」という。）を設置し、部会が案を策定し、基金委員会が承認するものとする。

2 部会の取り扱いについては、別に定める。

（組入れ）

第5条 基金への寄附のうち、10%を国立大学法人東京外国語大学基金規程（以下「大学基金規程」という。）第6条に規定する用途を特定しない寄附金として、一般基金に組入れるものとする。ただし、令和6年2月29日までに受け入れる寄附については実施しない。

（事業期間）

第6条 事業期間は令和13年3月31日までとし、継続について基金委員会で審議し、継続の場合、10年度ごとに事業継続について審議するものとする。

2 事業終了後、残額が生じた場合は大学基金規程第6条に規定する用途を特定しない寄附金として、一般基金へ組入れるものとする。

（雑則）

第7条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月1日から施行する。